

食料品に対する付加価値税の課税関係 (未定稿)

(2003年1月現在)

	フランス	ドイツ	イギリス
標準税率	19.6%	16%	17.5%
食料品 (原則)	軽減税率 (5.5%)	標準税率 (16%)	ゼロ税率
(例外)	<p>標準税率(19.6%)が適用される品目を限定列挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール飲料 ・ 砂糖菓子 ・ チョコレート、チョコレート又はカカオを含む一定の製品 ・ マーガリン及び植物性油脂 ・ キヤビア ・ レストランやホテルなどで販売されその場で消費がなされるもの 	<p>軽減税率(7%)が適用される品目を限定列挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の生きた動物(家畜用の牛、豚等) ・ 肉類、魚類(観賞用魚を除く)、甲殻類(イセエビ及びロブスターを除く)及び軟体動物(牡蠣及びエスカルゴを除く) ・ 牛乳及び乳製品、卵等並びに天然はちみつ ・ 飼牛や飼鶏の胃腸等 ・ 生鮮の植物及び根菜 ・ 果実、野菜(果汁及び野菜汁を除く) ・ コーヒー、茶、マテ茶及び香辛料 ・ 穀物、澱粉、パン及び果実粉等 ・ 動物性又は植物性の食用油脂で加工されているラード及びマーガリン等 ・ 砂糖及び砂糖製品 ・ ココア含有の調整食料品 ・ 食塩(水溶液にしたものは除く) ・ 食酢 ・ 水道水 ・ 牛乳を75%以上含む乳飲料 等 	<p>標準税率(17.5%)が適用される品目を限定列挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅配による飲食物の提供、建物内における飲食物の提供及び温かい持ち帰り用食品の提供 ・ アイスクリーム類 ・ ケーキとビスケットを除く菓子類 ・ アルコール飲料 ・ フルーツジュース及び瓶詰め水を含むその他の飲料及びシロップ類 ・ ポテトチップス等のスナック菓子類 ・ ペットフード ・ 自家醸造のための原材料品 <p>(注) 上記標準税率適用品目から除外される品目(ゼロ税率適用品目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍されたままの状態では消費に適さないヨーグルト ・ 干したさくらんぼ ・ 砂糖づけの果皮 ・ 茶、マテ茶、ハーブ茶等及びこれらの加工品 ・ ココア、コーヒー、コーヒー代用品及びこれらの加工品 ・ 牛乳及びその加工品 ・ 「食肉、酵母及び卵」の加工品

(注) EC指令は、標準税率を15%以上とするよう定めている。また、軽減税率を1本又は2本設けることについて認めているが、税率を5%以上とするよう定めており、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方を採っている。

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

[日本]

請求書

14年11月20日 No.

株式会社〇〇商事様

株式会社△△商事
千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000-				税率 5%	消費税額等 50,000		
月日	品名	数量	単価	金額	(税抜)	税込	摘要
11/20	パソコン	5	174,000	870,000	000		
	CDプレーヤー	8	8,000	64,000	000		
	プリンター	3	22,000	66,000	000		
合計				1,000,000	000		

JOE H160

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

○×△ TRADE LTD		Sales Invoice No.174		
From: Any Street, Any Town VAT No.987 6543 21		Date 20/11/02		
To: N. Obody, 222 The High Street London NET4 4PT				
Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@£25.20	151.20		
4	Record Players@£23.6	94.40		
6	Lamps, T77@£15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		
Total (Net)		338.60	Total VAT	59.25
VAT		59.25		
TOTAL		£397.85		

○ 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。したがって、「インボイス」方式と同様に適正な仕入税額の計算が担保される仕組みである。

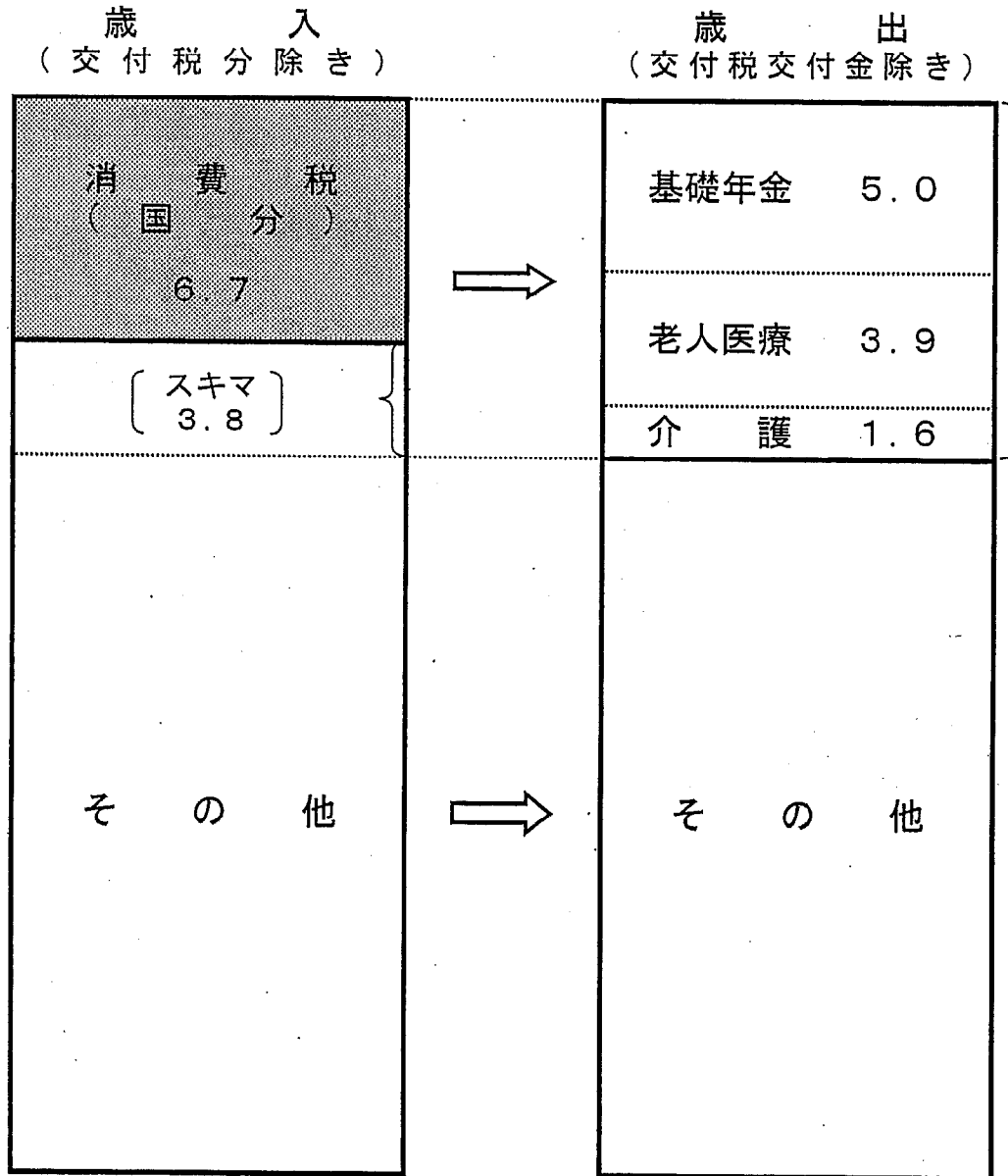
○ 仕入税額控除の方式としての両者の違いは、

- ① 請求書等又はインボイスに税額の記載が義務付けられているか否か、
 - ② 免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除が認められているか否か、
- の2点である。

消費税の福祉目的化

(平成15年度予算)

(単位：兆円)



(参考)

一般会計歳入計	81.8
○租税収入	41.8
・所得税収	13.8
・法人税収	9.1
・消費税収	9.5 (a)
○公債金	36.4
・特例公債金	30.0

◎消費税収(国+地方)	11.9
・消費税	9.5 (a)
・地方消費税	2.4 (b)

↓
地方交付税調整後

- ・国 : $(a) - ((a) \times 29.5\%) = 6.7$
- ・地方 : $(b) + ((a) \times 29.5\%) = 5.2$

平成 15 年 度 一 般 会 計 予 算

予 算 総 則 (抄)

第 16 条 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所 管	組 織	項
国 会	衆 議 院 参 議 院 国立国会図書館	衆議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 参議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 国立国会図書館(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
裁 判 所	裁 判 所	最高裁判所(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	会計検査院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣	内 閣 官 房 人 事 院	内閣官房(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 人事院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣 府	内 閣 本 府 宮 内 庁 公 正 取 引 委 員 会 防 衛 本 庁 防 衛 施 設 庁 金 融 庁	内閣本府(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 宮内庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 公正取引委員会(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 防衛本庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 防衛施設庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 金融庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
総 務 省	総 務 本 省	総務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
法 務 省	法 務 本 省	法務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
外 務 省	外 務 本 省	外務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
財 務 省	財 務 本 省 国 税 庁	財務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、国家公務員共済組合連合会等助成費(基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。) 税務官署(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	文部科学本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、私立学校助成費(基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。)
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	厚生労働本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、老人医療・介護保険給付諸費(臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。)、国民健康保険助成費(老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。)、社会保険国庫負担金(老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。)、厚生年金保険国庫負担金(基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。)、国民年金国庫負担金(基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。)
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 林 野 庁	農林水産本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、農業経営対策費(基礎年金農林漁業団体職員共済組合費補助金に限る。) 林野庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省	経済産業本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	国土交通本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
環 境 省	環 境 省	環境省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)